平成３０年（フ）第８２号
千葉県山武市埴谷1536番地68
債務者　遠藤シサ子
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第１５９号
静岡県御殿場市茱萸沢1305番地の１　チャオ御殿場Ａ102、前住所静岡県裾野市稲荷89番地の３　セジュール‘90―Ｂ202
債務者　棚橋　暁良
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第３４号
岩手県胆沢郡金ケ崎町三ケ尻清水端52番地３
債務者　有住　藤枝
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成３０年（フ）第３５号
岩手県奥州市江刺伊手字口沢65番地
債務者　佐藤　　勉
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成３０年（フ）第５８４号
埼玉県川口市芝２丁目12番22号　芝第二ハイツ302号
債務者　鈴木　光男
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６１３号
埼玉県新座市大和田５丁目10番３号　ラ・パレット303号室
債務者　森田　加奈
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６８５号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町３丁目17番13号
債務者　吉田　麻美（旧姓為澤）
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７０３号
埼玉県戸田市美女木７丁目22番地の６　クリアハイツ301号室
債務者　村田　　清
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７０４号
埼玉県戸田市美女木７丁目22番地の６　クリアハイツ301号室
債務者　村田　由宇
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７０９号
埼玉県志木市幸町４丁目23番17号
債務者　福田千恵子
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７８５号
神奈川県横浜市旭区川井本町11―４　ルモニエ５―205、住民票上の住所埼玉県川口市北園町13番１―208号　東浦和マンション
債務者　吉川　久智
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７８６号
埼玉県川口市北園町13番１―208号　東浦和マンション
債務者　吉川　成美
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第８０５号
埼玉県上尾市大字上504番地15
債務者　中村　浩一
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第８４３号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷７丁目26番10号　さつき荘102号
債務者　栗原　充代
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２７０号
埼玉県所沢市東所沢３丁目33番地の18　ドンフェールＳＧ201
債務者　若林　　喬
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２９１号
埼玉県所沢市東所沢３丁目５番地の14　長倉ハイツ205
債務者　伊藤　　宏
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２９２号
埼玉県所沢市東所沢３丁目５番地の14　長倉ハイツ205
債務者　伊藤　敏枝
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部